

いわて沿岸圏域“しごと”情報発信動画制作業務

企画提案審査要領

令和 7 年 11 月

岩手県沿岸広域振興局

この「企画提案審査要領」は、岩手県（以下「県」という。）が実施する「いわて沿岸圏域“しごと”情報発信動画制作業務」（以下「本業務」という。）に係る委託候補者を選定するために行う企画提案の審査について、必要な事項を定めるものです。

1 審査期間

- (1) 本業務に係る企画提案の審査は、企画提案審査委員会（以下「委員会」という。）において実施するものとします。
- (2) 委員会は、企画コンペ参加者（以下「参加者」という。）から提出された企画提案書等について、審査要領に基づき、審査を行うものとします。

2 委員会の開催日及び場所

委員会の開催日及び場所については、下記の予定ですが、参加者が確定した後、速やかにプレゼンテーションの順番と併せて最終通知を行うものとします。

- (1) 開催日（予定） 令和7年12月上旬

※ 現在の予定であり、変更する場合は、参加届出者へ別途通知します。

※ プレゼンテーションの開始時間等については、別途通知します。

※ プレゼンテーションの時間は、一者あたり30分（事前準備5分、説明15分、質疑応答10分）とします。

- (2) 開催場所（予定） 岩手県釜石地区合同庁舎会議室

3 審査項目等

審査項目、審査の観点及び配点は、次のとおりとする。

項目	審査項目	審査観点	配点
企画提案内容	事業目的・実施方針	事業目的を理解し、業務についての方針・目標が的確であるか。	10
	提案内容	対象地域で働いている若手の様子を通じて、その地域の魅力が十分に伝わり、興味関心を持ってもらえるような提案内容となっているか。	10
		対象地域になじみのない視聴者にも分かりやすい映像構成となっているか。	10
	事業効果	事業効果を高めるため、独自の企画提案・工夫がされているか。	5
業務履行能力	実施体制	振興局との連絡調整や打合せ、関係者との連絡調整等に適切に対応できるか。	5
	過去の実績	本事業に類似する事業で良好な実績を有しているか。	5
見積	見積額・見積内容	見積額が予算の範囲内で、積算に係る単価や経費が妥当なもので、企画提案の内容と整合性がとれているか。	5
合 計			50

採点基準は、次のとおりとする。

区分	5 点の項目	10 点の項目	15 点の項目
非常に優れている	5	10	15
優れている	4	8	12
問題はない（中位点）	3	6	9
やや問題がある	2	4	6
問題がある	1	2	3
採用できない	0	0	0

4 審査方法

- (1) 審査は、参加者から提出された企画提案書等及び参加者による委員会でのプレゼンテーションに基づいて行うものとします。
- (2) 参加者が5者を超える場合には、委員会において、企画提案書等による審査（以下「一次審査」という。）を実施し、上位と評された5者により、委員会において、企画提案書等及びプレゼンテーションに基づく審査を行うものとします。なお、参加者が5者以下であった場合には、一次審査は行いません。
- (3) 委員会の委員は、企画提案書等及びプレゼンテーションに基づき、個別の審査項目ごとに評価・評点を行い、審査委員ごとに上位3者まで順位点（1位－5点、2位－3点、3位－1点）を付し、委員会で合計した総得点により順位をつけて振興局に報告するものとします。
なお、総得点が同点の場合には、高い順位の票を多く得たものを上位者とし、高い順位の票が同数の場合には、審査委員において合議のうえ順位を決定するものとします。
- (4) 参加者が1者のみであった場合にも、審査委員会において企画提案書等及びプレゼンテーションに基づく審査を実施し、審査員の評価点の合計が中位点の合計以上を獲得していることを最低条件とし、本業務を実施するにふさわしいか否かを評価します。

5 受託者の選定

沿岸広域振興局は、審査委員会の審査結果を参考に、受託者を選定します。

6 審査結果の通知

審査結果は、受託者の選定後、速やかに応募者に文書で通知するとともに、岩手県公式ホームページに掲載して公表します。